

令和5年5月30日  
共 産 党

新型コロナ「5類」移行後も、新型コロナウイルス感染症患者が必要な医療を受けられるよう医療提供体制の強化を求める意見書（案）

5月8日、新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が季節性インフルエンザと同じ、「5類」に移行された。5月5日には、世界保健機関（WHO）が緊急事態の終了を宣言した。これに伴い、これまでであった行動制限、保健所等による健康観察、全数把握、PCR等検査無料事業、食料品の配送やパルスオキシメーター貸与などがなくなり、公費負担であった外来診療費や入院医療費は自己負担へと変更された。加えて、医療機関への支援策が見直され、病床確保料や診療報酬の減額等が行われている。

新型コロナウイルスの感染拡大で浮き彫りになったのは、病床の不足による医療逼迫であり、保健所の不足であった。

国は、「5類」への変更により、希望する医療機関を受診することが可能になるとしているが、医療現場では医療機関への財政支援縮小に加え、施設面や動線、人員確保などの点から患者の受け入れが難しいなどの困惑の声があがっている。

専門家は感染「第9波」が来る可能性を指摘しており、3月17日の国会の参考人質疑において、日本医療法人協会の太田圭洋副会長は、「感染が拡大すれば、医療が逼迫し、国民の生命及び健康に重大な影響を与える事態となり得る」と警告している。

さらに、医療費に自己負担が生じることによる受診控えの懸念は重大である。

よって、板橋区議会は政府に対し、新型コロナ「5類」移行後も、新型コロナウイルス感染症患者が必要な医療を受けられるよう医療提供体制を一層強化することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

厚生労働大臣 宛